

○厚生労働省令第二十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第六十六条第二項、第六十六条の三、第六十七条第四項及び第一百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(4 頁)

離職前の尿路系疾病の既往歴及び治療歴

	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

離職前直近の健康診断の結果

年 月 日

自覚症状及び他覚症状	なし、頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、皮膚粘膜刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛、その他（ ）
皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	
尿中の潜血検査	
尿沈渣検査鏡の検査	
尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査	
ぼう とう 鏡 検査	
腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査	
赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査	

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令
(労働安全衛生規則の一部改正)
第一条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。
様式第三号及び様式第六号中「~~潜血検査~~」を「~~潜血検査~~」に改める。
様式第八号(1)(四頁)及び(五頁以降の頁(最後の頁を除く。))を次のように改める。

(5頁以降の頁(最後の頁を除く。))

項目		年月日			年 月 日			年 月 日		
		年	月	日	年	月	日	年	月	日
健康診断	既往歴	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()			なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()			なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()		
	自覚症状及び他覚症状	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()			なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()			なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()		
	尿中の潜血検査									
	尿沈渣 ^さ 検鏡の検査									
	尿沈渣 ^さ のパパニコラ法による細胞診の検査									
	判定	異常あり、なし 再検査、不要 追加健診要、不要 ()			異常あり、なし 再検査、不要 追加健診要、不要 ()					
医療機関名及び医師名										
追加健康診断	項目	年月日			年 月 日			年 月 日		
	ぼうこう膀胱鏡検査									
	腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査									
	判定	異常あり、なし 再検査、不要 療養要、不要 ()			異常あり、なし 再検査、不要 療養要、不要 ()					
	医療機関名及び医師名									

様式第九号(1)を次のように改める。

様式第 9 号 (第57条関係) (1)

健康 管 理 手 帳 に よ る 健 康 診 断 実 施 報 告 書 (ベンジジン等)	
健康管理手帳番号	号
氏名及び住所 生 年 月 日	年 月 日生 (満 才) 男・女
健康診断の結果	異 常 あり、なし 再 検 要、不要 追加健診 要、不要 療 養 要、不要
[]	
既往歴	なし 血尿、頻尿、排尿痛 その他 ()
自覚症状及び他覚症状	なし 血尿、頻尿、排尿痛 その他 ()
尿 中 の 潜 血 検 査	
尿沈渣検査の検査	
尿沈渣のバビニコラ法による細胞診の検査	
膀胱鏡検査	
腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査	
年 月 日	医療機関名 所 在 地 名 医 師 名 労働局長 殿

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。



(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)

第二条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(健康診断) 第二十九条 (略) 2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。 一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査、別表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。)についての既往の検査結果の調査並びに第四号、別表の下欄(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)及び第五項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査 四 (略) (削る) 3・4 (略) 5 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。 一 三 (略) 四 腎機能検査 五 神経学的検査	(健康診断) 第二十九条 (略) 2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。 一 (略) (新設) 二 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、別表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。)についての既往の検査結果の調査並びに第四号、別表の下欄(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)及び第五項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査 三 (略) 四 尿中の蛋白の有無の検査 3・4 (略) 5 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。 一 三 (略) 四 腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く。) 五 神経内科学的検査

様式第 3 号 (第 30 条関係) (表面)

有機溶剤等健康診断個人票

様式第 3 号 (表面) を次のように改める。

氏 名		生 年 月 日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
		性 別	男 ・ 女		
有 機 溶 剤 業 務 の 経 歴					
健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 齢	歳	歳	歳	歳	歳
1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別					
健 診 対 象 有 機 溶 剤 の 名 称					
有 機 溶 剤 業 務 名					
作 業 条 件 の 簡 易 な 調 査 の 結 果					
有 機 溶 剤 に よ る 既 往 歴					
自 覚 症 状					
他 覚 症 状					
代 謝 物 の 検 査	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
貧 血 検 査	血 色 素 量 (g/dl)				
	赤 血 球 数 (万/mm ³)				
肝機能 検 査	G O T (IU/l)				
	G P T (IU/l)				
	γ - G T P (IU/l)				
眼 底 検 査					
医師が必要と認める者に行う検査					
作 業 条 件 の 調 査 の 結 果					
貧 血 検 査					
肝 機 能 検 査					
腎 機 能 検 査					
神 經 学 的 検 査					
そ の 他 の 検 査					
医 師 の 診 断					
健康診断を実施した医師の氏名 (印)					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の氏名 (印)					
備 考					

様式第三号の二（裏面）備考中11を削り、12を11とし、13から16までを一ずつ繰り上げる。
（鉛中毒予防規則の一部改正）

第三条 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
（健康診断） 第五十三条 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月（令別表第四十七号及び第一条第五号リからルまでに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務に従事する労働者に対しては、一年）以内ごとに一回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。 一 （略） 二 作業条件の簡易な調査 三 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査並びに第五号及び第六号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査 四 六 （略） 2 前項の健康診断（六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。）は、前回の健康診断において同項第五号及び第六号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。 3 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。 一 三 （略） 四 神経学的検査		（健康診断） 第五十三条 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月（令別表第四十七号及び第一条第五号リからルまでに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務に従事する労働者に対しては、一年）以内ごとに一回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。 一 （略） （新設） 二 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査並びに第四号及び第五号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査 三 五 （略） 2 前項の健康診断（六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。）は、前回の健康診断において同項第四号及び第五号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。 3 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。 一 三 （略） 四 神経内科学的検査	

様式第2号 (第54条関係)

鉛健康診断個人票

様式第二号を次のように改める。

氏名		生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日	
		性 別	男 ・ 女			
鉛 業 務 の 経 歴						
健 診	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
年	齢	歳	歳	歳	歳	
1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別						
鉛 業 務 名						
作業条件の簡易な調査の結果						
鉛 に よ る 既 往 歴						
自 覚 症 状						
他 覚 症 状						
血液中の鉛の量 ($\mu\text{g}/100\text{ml}$)						
尿中のデルタアミノレブリン酸の量 (mg/l)						
医師が必要と認める者に行う検査						
作業条件の調査の結果						
貧 血 検 査	血色素量 (g/dl)					
	赤血球数 ($\text{万}/\text{mm}^3$)					
赤血球中のプロトポルフィリンの量 ()						
神 經 学 的 検 査						
そ の 他 の 検 査						
医 師 の 診 断						
健康診断を実施した医師の氏名 ㊦						
医 師 の 意 見						
意見を述べた医師の氏名 ㊦						
備 考						

備考

- 1 「1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別」の欄は、該当番号を記入すること。
- 2 「鉛業務名」の欄は、労働安全衛生法施行令別表第4の鉛業務の種類を号数で記入すること。
- 3 「自覚症状」及び「他覚症状」の欄は、次の番号を記入すること。
 1. 食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疝痛等の消化器症状
 2. 四肢の伸筋麻痺又は知覚異常等の末梢神経症状
 3. 関節痛
 4. 筋肉痛
 5. 蒼白
 6. 易疲労感
 7. 倦怠感
 8. 睡眠障害
 9. 焦燥感
 10. その他
- 4 血液中の鉛の量及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査について、鉛中毒予防規則第53条第2項の規定により、医師が必要でないと認めて省略した場合には、「血液中の鉛の量」及び「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」の欄に「*」を記入すること。この場合、必要により備考欄にその理由等を記入すること。
- 5 「赤血球中のプロトポルフィリンの量」の欄の（ ）内には、「 $\mu\text{g}/100\text{ml}$ 全血」、
「 $\mu\text{g}/100\text{ml}$ 赤血球」等の単位を記入すること。
- 6 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 7 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

(四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正)
 第四条 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

改 正 後

(健康診断)

第二十二條 事業者は、令第二十二條第一項第五号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 業務の経歴の調査

二 作業条件の簡易な調査

三 四アルキル鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査並びに第五号及び第六号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査

四 いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査又は他覚症状の有無の検査

(削る)

(削る)

(削る)

五 血液中の鉛の量の検査

六 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査

2 前項の健康診断(六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。)は、前回の健康診断において同項第五号及び第六号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。

3 事業者は、令第二十二條第一項第五号に掲げる業務に常時従事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。

一 作業条件の調査

二 貧血検査

三 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査

四 神経学的検査

(診断)

第二十五條 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる労働者に、遅滞なく、医師の診断を受けさせなければならない。

一 三 (略)

四 四アルキル鉛等業務に従事した労働者で、第二十二條第一項第四号に掲げる症状が認められ、又は当該症状を訴えたもの

2 (略)

改 正 前

(健康診断)

第二十二條 事業者は、令第二十二條第一項第五号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後三月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

一 いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査

二 血圧の測定

三 血色素量又は全血比重の検査

四 好塩基点赤血球数又は尿中のコプロポルフィリンの検査

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる労働者に、遅滞なく、医師の診断を受けさせなければならない。

(診断)

第二十五條

事業者は、次の各号のいずれかに掲げる労働者に、遅滞なく、医師の診断を受けさせなければならない。

一 三 (略)

四 四アルキル鉛等業務に従事した労働者で、第二十二條第一号に掲げる症状が認められ、又は当該症状を訴えたもの

2 (略)

(傍線部分は改正部分)

様式第2号 (第23条関係)

四 アルキル鉛健康診断個人票

氏名	生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
	性 別	男 ・ 女		
四 アルキル鉛等業務の経歴				
健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 齢	歳	歳	歳	歳
1. 雇入れ 3. 定期の別	2. 配置替え			
四 アルキル鉛等業務名				
作業条件の簡易な調査の結果				
四 アルキル鉛による既往歴				
自 覚 症 状				
他 覚 症 状				
血液中の鉛の量 ($\mu\text{g}/100\text{ml}$)				
尿中のデルタアミノレブリン酸の量 (mg/l)				
医師が必要と認める者に行う検査				
作業条件の調査の結果				
貧 血 検 査	血色素量 (g/dl)			
	赤血球数 ($\text{万}/\text{mm}^3$)			
赤血球中のプロトポルフィリンの量 ()				
神 経 学 的 検 査				
そ の 他 の 検 査				
医 師 の 診 断				
健康診断を実施した医師の氏名 (印)				
医 師 の 意 見				
意見を述べた医師の氏名 (印)				
備 考				

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

備考

- 1 「1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別」の欄は、該当番号を記入すること。
- 2 「四アルキル鉛等業務名」の欄は、労働安全衛生法施行令別表第 5 の四アルキル鉛等業務の種類を号数で記入すること。
- 3 「自覚症状」及び「他覚症状」の欄は、次の番号を記入すること。
 1. いらいら 2. 不眠 3. 悪夢 4. 食欲不振 5. 顔面蒼白 6. 倦怠感 7. 盗汗
 8. 頭痛 9. 振顫 10. 四肢の腱反射亢進 11. 悪心 12. 嘔吐 13. 腹痛 14. 不安
 15. 興奮 16. 記憶障害 17. その他
- 4 血液中の鉛の量及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査について、四アルキル鉛中毒予防規則第 22 条第 2 項の規定により、医師が必要でないと認めて省略した場合には、「血液中の鉛の量」及び「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」の欄に「＊」を記入すること。この場合、必要により備考欄にその理由等を記入すること。
- 5 「赤血球中のプロトポルフィリンの量」の欄の () 内には、「 $\mu\text{g}/100\text{ml}$ 全血」、
「 $\mu\text{g}/100\text{ml}$ 赤血球」等の単位を記入すること。
- 6 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 7 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

様式第3号 (第24条関係) (表面)

四アルキル鉛健康診断結果報告書

標準字体

8	0	3	0	4
---	---	---	---	---

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ページ 総ページ

労働保険 番号																		在籍労働者数	人
	都道府県 所管 管轄 基礎番号 校番号 被一括事業場番号																		
事業場の名称																	事業の種類		
事業場の所在地	郵便番号() 電話()																		

対象年	7:平成	元号	年	(月～ 月分)(報告 回目)	健診年月日	7:平成	元号	年	月	日
	9:令和 →						9:令和 →			

健康診断実施 機関の名称	
-----------------	--

健康診断実施 機関の所在地	受診労働者数	
------------------	--------	--

四アルキル鉛 等 業 務 名	四アルキル鉛等業務コード			具体的業務内容 ()	従事労働者数
	□□	□□	□□		□□□□人

	実 施 者 数	有 所 見 者 数	作業条件の調査人数	人
他 覚 所 見	人	人		

貧血検査	人	人	所見のあつた者の人数 (他覚所見のみを除く。)	人
------	---	---	----------------------------	---

神経学的 検査	人	人	医師の指示人数	人
------------	---	---	---------	---

血 液 中 の 鉛 の 量	尿中のデルタアミノレブリン酸の量	赤血球中のプロトポルフィリンの量
---------------	------------------	------------------

実施者数	□□□□人	□□□□人	□□□□人
------	-------	-------	-------

分 布	1	☐ ☐ ☐ ☐ 人	☐ ☐ ☐ ☐ 人	☐ ☐ ☐ ☐ 人
	2	☐ ☐ ☐ ☐ 人	☐ ☐ ☐ ☐ 人	☐ ☐ ☐ ☐ 人
	3	☐ ☐ ☐ ☐ 人	☐ ☐ ☐ ☐ 人	☐ ☐ ☐ ☐ 人

産 業 医	氏名		(印)
	所属医療機関の 名称及び所在地		

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受 付 印

様式第 3 号 (第 24 条関係) (裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠 (以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置 (OCR) で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1 年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の (月～ 月分) にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の (報告 回目) は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が 2 以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表 1 に掲げる四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「四アルキル鉛等業務名」の欄は、別表 1 を参照して、該当コードを全て記入し、() 内には具体的業務内容を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2 枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 11 「分布」の欄中「血液中の鉛の量」、「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」及び「赤血球中のプロトポルフィリンの量」については、別表 2 を参照して、それぞれ該当者数を記入すること。
- 12 「所見のあつた者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。ただし、他覚所見のみの者は含まないこと。
- 13 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあつた者の数を記入すること。
- 14 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表 1

コード	四アルキル鉛等業務の内容
01	四アルキル鉛 (四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含むアンチノック剤をいう。以下同じ。)を製造する業務 (四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。)
02	四アルキル鉛をガソリンに混入する業務 (四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。)
03	コード 01 又は 02 に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行う業務 (コード 04 に掲げる業務に該当するものを除く。)
04	四アルキル鉛及び加鉛ガソリン (四アルキル鉛を含むガソリンをいう。)(以下「四アルキル鉛等」という。))によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務
05	四アルキル鉛等を含む残さい物 (廃液を含む。))を取り扱う業務
06	四アルキル鉛が入っているドラム缶その他の容器を取り扱う業務
07	四アルキル鉛を用いて研究を行う業務
08	四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務 (コード 02 又は 04 に掲げる業務に該当するものを除く。)

別表 2

検 査 内 容	単 位	分 布			
		1	2	3	
血液中の鉛の量	μg/100ml	20以下	20超	40以下	40超
尿中のデルタアミノレブリン酸の量	mg/l	5以下	5超	10以下	10超
赤血球中のプロトポルフィリンの量	μg/100ml赤血球	100以下	100超	250以下	250超

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)
 第五条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

改 正 後

別表第三(第三十九条関係)

(一)	(二)	業 務	期 間	項 目
		ベンジン及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	(略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ベンジン及びその塩による血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 (略) 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査
(二)	(略)			一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三(五) (略)

改 正 前

別表第三(第三十九条関係)

(一)	(二)	業 務	期 間	項 目
		次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベンジン及びその塩 二 ベーターナフチルアミン及びその塩 三 ジクロルベンジン及びその塩 四 アルファーナフチルアミン及びその塩 五 オルトトリジン及びその塩 六 ジアニシジン及びその塩 七 パラジメチルアミノアゾベンゼン 八 マゼンタ 九 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	(略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 (略) (新設) 四 (新設) 尿沈渣検査(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査)
(二)	(略)			一 業務の経歴の調査 (新設) 二(四) (略)

(傍線部分は改正部分)

(四)	(三)
ジクロルベンジジン及びその塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	ベーターナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務
六月	六月
一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ジクロルベンジジン及びその塩による頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、めまい、せき、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ベーターナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査

(新設)	(新設)

(七)	(六)	(五)
オルトトリジン及びその塩（これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務 六月	(略)	アルファーナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務 六月
一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 オルトトリジン及びその塩による眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略) 三 (削る)	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 アルファーナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のババニコラ法による細胞診の検査
(新設)	(略) 一 (略) 二 (新設) 三 四 (略) 五 尿中のウロビリノーゲンの検査	(新設)

(十)	(九)	(八)	
(略)	(略)	ジアニジン及びその塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	
一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 (略)	(略) 一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三、六 (略)	六月 一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ジアニジン及びその塩による皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査	五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査
(五) (略) 一 業務の経歴の調査 (新設) 二 (略)	(四) (略) (略) 一 業務の経歴の調査 (新設) 二、五 (略)	(新設)	

(十七)	(十六)	(十五)	(十四)	(十三)	(十二)	(十一)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三・五（略）	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三・五（略）	一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三・五（略）	一（略） 二 作業条件の簡易な調査 三・四（略）	一（略） 二 作業条件の簡易な調査 三・五（略）	四 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五・六（略）

(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 業務の経歴の調査 二・四（略）	一 業務の経歴の調査 （新設） 二・四（略）	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三・五（略）	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三・七（略）	一 業務の経歴の調査 （新設） 二・四（略）	一（略） （新設） 二・三（略） 二・四（略）	三 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大等の自覚症状及び他覚症状の有無の検査 四・五（略）

(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
六 尿中のベータ２－ミクログロブリンの量の測定 五 血液中のカドミウムの量の測定 四 (略) 三 作業条件の簡易な調査 二 カドミウム又はその化合物によるせき、たん、喉のいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 一 (略)	三・四 (略) 二 作業条件の簡易な調査 一 (略)		二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三 オラミンによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 尿中の潜血検査 五 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査 六 (削る)	二 作業条件の簡易な調査 三・四 (略)	二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三・七 (略)

(十七)	(十六)	(十五)	(十四)	(十三)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
五 尿中の蛋白の有無の検査 四 門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査 三 (略) 二 カドミウム又はその化合物による呼吸器症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査 一 (新設) (略)	四 尿中のウロビリノーゲンの検査 二・三 (略) 一 (新設) (略)		五 尿中のウロビリノーゲンの検査 四 尿沈渣検査（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパバニコラ法による細胞診）の検査 三 (新設) (略) 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 一 (新設) (略)	一 業務の経歴の調査 二・三 (新設) (略)	二・六 (略) 一 (新設) (略)

(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(二十七)
(略)	クロロホルム(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	(略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 六 (略)
一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	一 二 (略) 三 クロロホルムによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 六 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 六 (略)

(二十八)	(二十九)	(三十)	(三十一)	(三十二)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 業務の経歴の調査	一 (略) (新設) 二 五 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 四 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 六 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 六 (略)
一 業務の経歴の調査	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 五 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 四 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 六 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二 六 (略)

(二十八)	(二十九)	(三十)	(三十一)	(三十二)
(略)	(略)	(略)	(略)	四塩化炭素(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務
二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三・四 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三・六 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三・五 (略)	一・四 (略) (削る)	六月 一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 四塩化炭素による頭痛、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、目の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等、他覚症状又は自覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、目の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等、他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 血清グルタミンオキサロアセチククトラン、スアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクビルピククトラン、スアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマグルタミルトランスベプチダーゼ(γ-GTP)の検査

(二十三)	(二十四)	(二十五)	(二十六)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二 作業条件の簡易な調査 三・四 (略)	一 業務の経歴の調査 (新設) 二・五 (略)	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三・五 (略)	一・四 (略) 五 尿中のウロビリノーゲンの検査	(略)

(三十九)	(三十八) (三十五)	(三十四)	(三十三)
(略)	(略)	一・二・ジクロロエタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一・四・ジオキサン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三・四 (略)		一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 一・二・ジクロロエタンによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスベプチダーゼ(γ-GTP)の検査	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 一・四・ジオキサンによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスベプチダーゼ(γ-GTP)の検査

(三十一)	(三十) (二十七)	(新設)	(新設)
(略)	(略)		
一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三・四 (略)			

(四十三)	(四十二)	(四十一)	(四十)
一・一・二・二一テ トラクロロエタン (これをその重量の 一パーセントを超え て含有する製剤その 他の物を含む)を製 造し、又は取り扱う 業務	(略)	(略)	(略)
六月 一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 一・一・二・二一テトラクロロエタンによる 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、上気道刺激 症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自 覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、上気道刺 激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は 自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 血清グルタミツクオキサロアセチツクトラン スアミナーゼ (GOT)、血清グルタミツクピ ルビツクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血 清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ (γ-GTP) の検査	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 一・二 (略) 四 スチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、 嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸 部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は 自覚症状の既往歴の有無の検査 五 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激 症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節 の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無 の検査 六 尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル 酸の総量の測定 七 白血球数及び白血球分画の検査 八 血清グルタミツクオキサロアセチツクトラン スアミナーゼ (GOT)、血清グルタミツクピ ルビツクトランスアミナーゼ (GPT) 及び血 清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ (γ-GTP) の検査	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)

(新設)	(三十四)	(三十三)	(三十二)
	(略) 一 (略) 二 (新設) 三 (新設) 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、 腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量 の測定 (新設) (新設)	(略) 一 (略) 二 (新設) 三 (新設) 四 (略)	(略) 一 (略) 二 (新設) 三 (新設) 四 (略)

(四十四) テトラクロロエチレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	(四十五) トリクロロエチレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
(略) 一・二 (略) 三 テトラクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定 七 (略) 八 尿中の潜血検査	六月 一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 トリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振顫、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無その他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 六 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定 七 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスベプチダーゼ(γ-GTP)の検査 八 医師が必要と認める場合は、尿中の潜血検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
(三十五) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 テトラクロロエチレン 二 トリクロロエチレン 三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	(新設)
(略) 一・二 (略) 三 テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等その他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等その他覚症状又は自覚症状の有無の検査 (新設) 五 尿中の蛋白の有無の検査及びトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定 六 (略) (新設)	

(四十六)	(四十七)	(四十八)	(四十九)	(五十)	(五十一)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	パラジメチルアミノアゾベンゼン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 五 (略)	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 四 (略)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略) 六 赤血球数等の赤血球系の血液検査	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 パラジメチルアミノアゾベンゼンによるせき、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 せき、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 六 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査
(三十六)	(三十七)	(三十八)	(三十九)	(四十)	(新設)
一 (略) 二 四 (新設) 三 四 (略)	(略)	(略)	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)	一 (略) 二 三 (略)	一 (略) 二 四 (新設) 三 四 (略) 五 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査

(五十七)	(五十六)	(五十五)	(五十四)	(五十三)	(五十二)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
七 三 二 一 (略) 作業条件の簡易な調査 尿中の糖の有無の検査	六 五 四 三 二 一 (略) 赤血球数等の赤血球系の血液検査 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 六 (略)	二 一 (略) 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 六 (略)	二 一 (略) 作業条件の簡易な調査 (三・五 (略) 削る)	二 一 (略) 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 七 (略)	二 一 (略) 作業条件の簡易な調査 (三・四 (略) 削る)	六 尿中の潜血検査 七 医師が必要と認める場合は、尿沈渣 ^{せき} 検査の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査

(四十六)	(四十五)	(四十四)	(四十三)	(四十二)	(四十一)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
六 二 一 (新設) (略) 尿中の糖の有無及びウロビリノーゲンの検査	五 四 三 二 一 (新設) 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 (新設) 一 業務の経歴の調査	二 一 (新設) 尿中のウロビリノーゲンの検査 一 業務の経歴の調査	五 二 一 (新設) (略) 尿中のウロビリノーゲンの検査 一 業務の経歴の調査	二 一 (略) 作業条件の簡易な調査 一 業務の経歴の調査	四 二 一 (新設) (略) 尿中のウロビリノーゲンの検査 一 業務の経歴の調査	

(五十八)	マゼンタ(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
(五十九)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)
(六十)	一・二 (略) 三 メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 医師が必要と認める場合は、尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定
(六十一)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)
(六十二)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 四 (略)
(六十三)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略)
(六十四)	一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 五 (略) 六 尿中の蛋白の有無の検査

(新設)	
(四十七)	一 (略) (新設) 二 四 (略)
(四十八)	一・二 (略) 三 メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の蛋白の有無の検査
(四十九)	一 (略) (新設) 二 四 (略)
(五十)	一 (略) (新設) 二 三 (略)
(五十一)	一 (略) (新設) 二 四 (略)
(五十二)	一 (略) (新設) 二 四 (略) 五 尿中の蛋白の有無及びウロビリノーゲンの検査

(一)	別表第四 (第三十九条関係)	(六十六)	(六十五)
業務 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 (略) 二 ジクロルベンジン及びその塩	項目 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査	業務 四一ニトロジフェニル及びその塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究のために製造し、又は使用する業務	業務 四一アミノジフェニル及びその塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究のために製造し、又は使用する業務
		六月 一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 四一ニトロジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査	(略) 一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 四一アミノジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 尿中の潜血検査 六 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査又は尿沈渣のパバニコラ法による細胞診の検査

(一)	別表第四 (第三十九条関係)	(新設)	(五十三)
業務 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 (略) 二 ベーターナフチルアミン及びその塩	項目 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査	(新設)	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一 四一アミノジフェニル及びその塩 二 四一ニトロジフェニル及びその塩 三 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物
		(新設)	(略) 一 (略) (新設) 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣検査(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパバニコラ法による細胞診)の検査

(二)	(三)	(四)
(削る) 三 オルトトリジン及びその塩 四 ジアニシジン及びその塩 五 オーラミン 六 (略) 七 マゼンタ 八 (略)	(略) 一 作業条件の調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 (略) 一 作業条件の調査 (当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査 (赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベーターナフチルアミン及びその塩 二 アルファアーナフチルアミン及びその塩 三 オルトトリジン

(二)	(三)	(新設)
三 アルファアーナフチルアミン及びその塩 (新設) 四 (略) (新設) 五 (略)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ジクロルベンジン及びその塩 二 オルトトリジン及びその塩 三 ジアニシジン及びその塩 四 マゼンタ 五 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物 一 作業条件の調査 二 (略) 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査	(略)

(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	四 前三号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物
二・三 (略) 一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	一 一・四 (略) 二 知覚異常、ロンベルグ症候、拮抗運動反復不能症候等の神経学的検査 三 神経学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査 四 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	一 (略) 二 末梢神経に関する神経学的検査	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査(血液像を含む)、リンパ節の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	一 (略) 二 赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四 (略)	

(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
二・三 (略) 一 作業条件の調査	一 一・四 (略) 二 知覚異常、ロンベルグ症候、拮抗運動反復不能症候等の神経医学的検査 三 神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査 四 作業条件の調査	一 作業条件の調査	一 作業条件の調査	一 (略) 二 末梢神経に関する神経医学的検査	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査(血液像を含む)、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査	一 作業条件の調査	一 作業条件の調査	一 (略) 二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四 (略)	

(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略) 三 医師が必要と認める場合は、シアノグリーン法（ICG）の検査、血清乳酸脱水素酵素（LDH）の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経学的検査				一 (略) 二 赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四 (略)	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、尿中のカドミウムの量の測定、尿中のアルファーミクログロブリンの量若しくはN-アセチルグルコサミニターゼの量の測定、腎機能検査、胸部エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査又は喀痰の細胞診 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査 (削る)

(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)
(略)	(略)	オラミン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	オルトトルイジン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	(略)	(略)
一 作業条件の調査 二 (略) 三 医師が必要と認める場合は、シアノグリーン法（ICG）の検査、血清乳酸脱水素酵素（LDH）の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は肝機能検査	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一 (略) 二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 三・四 (略)	(略)	一 (略) 二 尿中のカドミウムの量の測定 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査 四 尿中に蛋白が認められる場合は、尿沈渣検査の検査、尿中の蛋白の量の測定及び腎機能検査

(二十三)	(略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)
(二十四)	(略)	一 作業条件の調査
(二十五)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 四塩化炭素 二 一・二・ジクロロエタン 三 前二号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスベプチダーゼ（ γ -GTP）の検査を除く。）又は腎機能検査
(二十六)	(略)	
(二十七)	(略)	
(二十八)	(略)	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定（血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
(二十九)	(略)	
(三十)	(略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)
(三十一)	(略)	
(三十二)	(略)	一 (略) 二 神経学的検査 三 (略)

(二十五)	(略)	一 作業条件の調査 二 (略)
(二十六)	(略)	(新設)
(二十七)	(略)	
(二十八)	(略)	
(二十九)	(略)	一 (略) 二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA19-9等の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定（血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
(三十)	(略)	
(三十一)	(略)	一 作業条件の調査 二 (略)
(三十二)	(略)	一 (略) 二 神経医学的検査 三 (略)

(三十三) スチレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	(三十四) 一・一・二・二・二・テ トラクロロエタン （これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	(三十五) テトラクロロエチレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	(三十六) トリクロロエチレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、血液像その他の血液に関する精密検査、聴力低下の検査等の耳鼻科学的検査、色覚検査等の眼科学的検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスアミナーゼ（γ-GTP）の検査を除く）、腎機能検査、特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、尿沈渣検査の検査、尿沈渣のババニコラ法による細胞診の検査、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスアミナーゼ（γ-GTP）の検査を除く）又は腎機能検査	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、神経学的検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は肝機能検査（血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスアミナーゼ（γ-GTP）の検査を除く）	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、血液像その他の血液に関する精密検査、聴力低下の検査等の耳鼻科学的検査、色覚検査等の眼科学的検査、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスアミナーゼ（γ-GTP）の検査を除く）、特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
-------------	-------------	-------------	-------------

(四十五)	(四十四)	(四十三)	(四十二)	(四十一)	(四十)	(三十九)	(三十八)	(三十七)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)	一・二 (略) 三 赤血球数等の赤血球系の血液検査 四 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、尿中の弗素の量の測定又は血液中的酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定 一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)	一 (略) 二 赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハインツ小体の有無等の赤血球系の血液検査 三・四 (略) 五 神経学的検査 六 (略)	(削る) 三・四 (略)	一・二 (略) (削る) 二・四 (略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 (略)		

(四十二)	(四十一)	(四十)	(三十九)	(三十八)	(三十七)	(三十六)	(三十五)	(三十四)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一 作業条件の調査 二 (略)	一・二 (略) 三 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 四 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、肝機能検査、尿中の弗素の量の測定又は血液中的酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定 一 作業条件の調査 二 (略)	一 作業条件の調査 二 (略)	一 (略) 二 全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハインツ小体の有無等の赤血球系の血液検査 三・四 (略) 五 神経医学的検査 六 (略)	三 全血比重の検査の結果、異常が認められる場合は、ヘマトクリット値の測定、赤血球数の検査及び血色素の測定のうち二項目 四 尿中のウロビリノーゲン及び蛋白の有無の検査 五・六 (略)	一 作業条件の調査 二・四 (略)	一 作業条件の調査 二 (略)		

(四十六)	(略)	一 作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二 （略） 三 神経学的検査
(四十七)	(略)	
(四十八)	(略)	一・二 （略） 三 パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 四 （略）
(四十九)	メチルイソブチルケトン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査又は腎機能検査
(五十)	(略)	一 （略） 二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経学的検査
(五十一)・(五十二)	(略)	
(五十三)	(略)	一・二 （略） 三 医師が必要と認める場合は、腎機能検査又は肺換気機能検査
(五十四)	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一・二 （略） 三 前二号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 （略） 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査
(四十三)	(略)	一 作業条件の調査 二 （略） 三 神経医学的検査
(四十四)	(略)	
(四十五)	(略)	一・二 （略） 三 パーキンソン症候群様症状に関する神経医学的検査 四 （略）
(新設)		
(四十六)	(略)	一 （略） 二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査
(四十七)	(略)	
(四十八)	(略)	
(四十九)	(略)	一・二 （略） 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査
(五十)	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一・二 （略） 三 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 （略） 二 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査又は腎盂造影検査

様式第二号（表面）を次のように改める。

様式第 2 号（第 40 条関係）（表面）

特定化学物質健康診断個人票

氏 名		生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
		性 別	男・女		
業 務 名					
健 康 診 断 の 時 期 (雇入れ・配置替え・定期)					
第 一 次 健 康 診 断	健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	作業条件の簡易な調査の結果				
	既 往 歴				
	検 診 又 は 検 査 の 項 目				
	医師の診断及び第二次健康診断の要否				
	健康診断を実施した医師の氏名 (印)				
備 考					
第 二 次 健 康 診 断	健 診 年 月 日				
	作業条件の調査の結果				
	検 診 又 は 検 査 の 項 目				
	医 師 の 診 断				
	健康診断を実施した医師の氏名 (印)				
備 考					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の氏名 (印)					

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。